

中野区の森林環境譲与税の活用の考え方について

区は令和元年度に「中野区公共建築物等における木材利用推進方針」を定め、国産木材の利用を進めてきた。

国産木材の利用にあたり、以下の考え方により、森林環境譲与税を活用することとする。

1 森林環境譲与税活用の基本的な事項

- (1) 区の施設を新築及び改築する際、内装への木材の利用や木製備品等の整備に活用する。
- (2) 既存施設での備品等の買替え時等に木製備品等の整備に活用する。

2 森林環境譲与税を活用する施設について

- (1) 子どもが利用する施設等における活用
教育施設や子どもを対象とする施設等において、木材を活用することにより環境保全に関する意識を醸成する教育的な効果を高めるとともに木育を推進する。
- (2) 地域住民に向けた施設における活用
地域住民向けの施設整備の際に木材を活用し、施設利用者の快適性を高めるとともに、森林環境保全の意義を効果的に普及啓発する。
- (3) 中野区を象徴する施設における活用
中野区役所新庁舎など、多くの区民が利用するエリア等において木材を活用することにより、森林環境保全への区の姿勢を示すとともに、幅広い区民への効果的な普及啓発を図る。

3 森林環境譲与税活用額について

今後の施設整備や備品購入等の計画によるとともに、施設の特性などを勘案し、毎年度の活用額を決定する。

なお、東京都の「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」による補助制度の活用など、施設整備等にかかる財源確保に努めることとする。

4 参考

「中野区公共建築物等における木材利用推進方針」

中野区公共建築物等における木材利用推進方針

令和元年10月1日付、31中環環第1481号

1 目的

この方針は、中野区内の公共建築物等の整備における積極的な国産木材利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源の涵養などの機能を発揮させるため、木材の有効活用など、木材の循環利用のための取組が必要である。

木材は、断熱性、調湿性に優れており、その特性を生かし、公共建築物等に国産木材利用を推進することで、地球温暖化の防止や循環型社会形成への貢献が期待できる。

3 基本的事項

区内の公共建築物等の整備にあたっては、森林環境譲与税等を有効に活用し、国産木材を積極的に利用する。木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等にあたっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し、建築物の木造化、内装等の木質化を図る。

ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認める場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認める場合

ウ その他、木造化及び内装等の木質化が困難と認める場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備にあたっては、木材及び木材を利用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認める場合

イ その他、木製品の使用が困難と認める場合

(3) 優先して使用する木材

上記公共建築物等の整備にあたっては、次の木材を優先的に使用する。

ア なかの里・まち連携自治体で産出された木材

イ 東京都多摩産材または特別区全国連携プロジェクトに加盟する自治体で、特に中野区と連携を図っている自治体で産出された木材

4 木材利用の啓発及び普及の推進

中野区は、公共建築物等の整備において、木材を積極的に使用することにより、区民等へ木材利用の意義を広くPRし、森林の適正な整備、環境保全意識の醸成に役立てる。